

志木市有料広告の制限に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、志木市有料広告掲出の取扱いに関する要綱（平成15年4月1日施行）第2条に規定する広告の制限の基準を定めるものであり、広告媒体への広告掲出の可否は、この基準に基づき判断する。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 市の広告媒体に掲出する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性があるものでなければならない。

(広告媒体ごとの基準)

第3条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途作成することができる。

(制限の指針)

第4条 次に掲げる業種又は事業者の広告は、掲出しない。

- (1) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業とされる業種
- (2) 債権の取立て、示談の引受け等に関する業種
- (3) ギャンブル（宝くじを除く。）に関する業種
- (4) 投機的商品に関する業種
- (5) たばこに関する業種
- (6) 占い又は運勢判断に関する業種
- (7) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）に規定する探偵業とされる業種及びこれに類する業種
- (8) 法律の定めのない医療行為に類似したサービス又は医療用器具に類似した商品に関するもの
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続を開始している事業者

- (10) 各種法令に違反し、法令に基づく処分又は措置命令等を受けている事業者
- (11) 市又は行政機関等の市民相談窓口又は消費生活相談窓口等に苦情相談があり、その内容が悪質と認められる事業者
- (12) 市税等を滞納している事業者
- (13) 社会問題を起こしている業種又は事業者
- (14) 物品やサービスの販売を行っているのに、その旨が分かりにくい事業者
- (15) 通信関連で実態やサービスが不明確な事業者
- (16) その他市長が広告を掲出する事業者として適当でないと認めるもの

2 次に掲げる内容又は表現の広告は、掲出しない。

- (1) 人権侵害、名誉毀損又は差別的なもの
- (2) 他人を誹謗、中傷又は排斥する内容のもの
- (3) 市の事業の円滑な運営に支障を来すもの
- (4) 非科学的又は迷信に類するもの
- (5) 国内世論が大きく分かれているもの
- (6) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (7) 社会問題を扱うもの
- (8) ギャンブル（宝くじを除く。）などを肯定するもの
- (9) 暴力、犯罪、覚醒剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、肯定し、又は助長するような表現
- (10) 残酷な描写又はわいせつ性を連想させる表現
- (11) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
- (12) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- (13) 宗教団体による布教活動を主目的とするもの
- (14) 個人又は団体などの意見広告
- (15) 個人の氏名広告
- (16) 誇大な表現を含むもの（例：適切で客観的な根拠のない「市内が一番安い」、「日本一」、「必ずできる」、「絶対に成功する」）
- (17) 根拠のない表示又は誤認を招きやすい表現を含むもの

- (18) 射幸心を著しくあおる表現（例：今が絶好のチャンス）
- (19) 第三者の氏名、写真等を無断で使用するもの又はプライバシーを侵害するもの若しくはそのおそれのあるもの
- (20) 統計、文献、専門用語等の引用又は取引等に関して表示すべき事項を明記しないことにより、実際のもの又は他の事業者のものよりも著しく優良又は有利であるかのように消費者を誤認させる表示又は表現（合理的な根拠を示す資料を提出しない場合を含む。）
- (21) 副業、内職等の募集に関するもの
- (22) 自己の供給する商品等と競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等として明示し、又は暗示するもの
- (23) 商品等の内容又は取引条件を比較するもので、二重価格表示があるもの又は第三者が推奨し、若しくは保証する記述があるもの
- (24) 社会的に認められていない許認可、保証、賞、資格等を使用して優れていることを誤認させるもの
- (25) 投資信託等の広告で元本等が保証されているかのように誤認させる表現のもの
- (26) 他人名義の広告
- (27) 通信販売によるもの
- (28) 通信教育、講習会、塾又は学校に類似した名称を用いたもので、その実体、内容及び施設が不明確なもの
- (29) 外国に本校又は本部のある学校の日本校等で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく学校でないにもかかわらず、その旨を表示していないもの
- (30) 市が広告主を支持し、又はその商品若しくはサービス等を推奨し、若しくは保証しているかのような表現のもの（本市が別に認証等を行っている商品又はサービス等に係るものを除く。）
- (31) 消費者を誤認させるおそれのある表示又は表現（編集記事とまぎらわしい体裁又は表現で、広告であることが不明確なものを含む。）
- (32) 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品、サービス等の推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

- (33) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (34) 水着姿、下着姿又はその他日常生活上必要と思われる以上に肌を露出している人物の写真又はイラストを含むもの
- (35) 通貨及び郵便切手の複写を使用したもの
- (36) その他市長が掲出する広告として適当でないと認めるもの

第5条 広告掲出希望者の店舗やパンフレット等において、前条に掲げる広告等が表示されていた場合、当該広告掲出希望者の広告は掲出しない。

2 広告掲出希望者のホームページ等において、前条に掲げる広告等へのリンク等が表示されていた場合、当該広告掲出希望者の広告は掲出しない。

(その他)

第6条 前条に掲げるほか、広告の掲出に当たっては次の事項について遵守するものとする。

- (1) 肖像権及び著作権の無断使用に当たらないかを確認する。
- (2) 割引・値引価格を表示する場合は、対象となる元の価格の根拠を明示する。
- (3) 比較広告の場合は、内容が客観的に実証されていることを確認する。
- (4) 法人格を有する広告主は、法人名、所在地及び連絡先を明記する。法人格を有しない団体の場合は、代表者名、所在地及び連絡先を明記する。
- (5) アルコール飲料の広告の場合は、「お酒は、20歳を過ぎてから」などの表示を入れ、飲酒を誘発するような表現はしない。

附 則

この基準は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年10月1日から施行する。